

	機械等の設置に係る計画の届出	大規模建設業に係る計画の届出	建設業及び土石採取業に係る計画の届出
届出が必要となるとき	機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、 厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき	建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするとき	建設業(特に大規模な仕事を除く)及び土石採取業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするとき
届出期間	工事の開始の日の 30日前 まで	仕事の開始の日の 30日前 まで	仕事の開始の日の 14日前 まで
届出先	労働基準監督署長	厚生労働大臣	労働基準監督署長
厚生労働省令で定めるもの	<p>【厚生労働省令で定める機械等】</p> <p>①特定機械等 ②足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る) ③型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る) ④架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る) 等</p>	<p>【厚生労働省令で定める仕事の範囲】</p> <p>①高さが300メートル以上の塔の建設の仕事 ②堤高が150メートル以上のダムの建設の仕事 ③最大支間500メートル(つり橋にあつては、1,000メートル)以上の橋梁の建設の仕事 ④長さが3,000メートル以上のずい道等の建設の仕事 ⑤長さが1,000メートル以上3,000メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて坑(通路として使用されるものに限る)の掘削を伴うもの ⑥ゲージ圧力が0.3メガバスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事</p>	<p>【厚生労働省令で定める仕事の範囲】</p> <p>①高さ31メートルを超える建築物又は工作物(橋梁を除く)の建設等の仕事 ②最大支間50メートル以上の橋梁の建設等の仕事 ③ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く) ④掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削の作業(一定ものを除く)を行う仕事 ⑤圧気工法による作業を行う仕事 ⑥建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 ⑦掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事 ⑧坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事 等</p>
届出免除	<p>労働基準監督署長が認定した事業者は届出免除</p> <p>※認定は、事業場ごとに所轄労働基準監督署長が行う ※建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う</p> <p>【認定基準】</p> <p>①危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づき講ずる措置を適切に実施していること ②自主的活動の促進のための指針(労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針)に従って事業主が自主的活動を適切に実施していること ③労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること ③申請の前日1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと</p> <p>※法に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過しない者等は、認定を受けることができない ※認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う ※認定を受けた事業者は認定事業場ごとに、1年以内ごとに1回、実施状況等報告書に必要な書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない</p>	—	—